

ARGOS システム利用規約

この度はアルゴスサービスジャパン株式会社（以下、当社）が提供する、ARGOS サービス（以下、本サービス）のご導入をいただきまことにありがとうございます。本サービスのご利用にあたり、以下の事項にご同意いただきます。

第1条（合意の確認）

本サービスの利用者は本サービスの発注をもって以下の全項目に合意したこととし、第9条で定める（有効期限）に准じ、本サービスの利用が継続する限り合意が継続するものとします。

第2条（利用代金の支払い）

本サービスの利用代金は当社（または当社代理店）発行の請求書に対して銀行振込みにて支払うこととします。また、初期導入費用がある場合、その代金については利用開始前に支払いが完了していることとします。なお、振込み手数料については利用者負担とします。

第3条（再販売の禁止）

利用者は本サービスに含まれる全ての機能や本サービスによって取得したデータに関して、いかなる形態でも販売または再販売することはできません。ただし当社の事前同意を得た上でデータをそのまままたは加工したうえで公開する際にはそのデータが本サービスによって取得されたものであることを明記することとします。

第4条（本サービスの乱用の禁止と係争時の免責事項）

利用者は本サービスが、インターネットに公開されているいかなるオンラインサービスに対しても試験的アクセスやサービス性能データ取得ができることを明白に認識した上で、自社または他社の監視または測定対象のオンラインサービスに対して、それらのサービスにとって一切の不利益となるような冗長な試験的アクセスや高頻度の試験的アクセスを実行することを禁じます。

2 利用者が利用者の判断で実行した試験的アクセスが、直接的または間接的に関わらず、自社または他社の監視または測定対象のオンラインサービスにおいて不利益を生じ、いかなる係争事案においても利用者は本サービス及び当社に対していかなる責任を追及しないこととします。

第5条（システム停止に係る免責事項）

本サービスは無停止での継続的な利用および稼働を前提としていますが、天変地異や不可抗力と認められる理由による利用中のサーバ機能の全部または一部の停止や、監視端末（プロンプ）機能の全部または一部の停止、または測定データの全部または一部の喪失については免責の対象とさせていただきます。

- 2 当社は本サービスの無停止での継続的な利用について、業務上可能な限り善処するものとし、障害についても早急な復旧に努めることとします。
- 3 万が一、測定データに連続して24時間を超える欠測が発生した場合には①本サービスで連続した欠測の期間に相応の測定継続をするか、②ご利用代金から欠測の期間(連続した欠測期間を日割で算出し1日に満たない期間は切り捨て)に相応の利用料を翌月の利用料で相殺処理をするか、③本サービスの将来の利用代金に対するお支払いへのクレジット(預り金証書)を発行するか、のいずれかをもって対応します。
- 4 天変地異や不可抗力と認められる理由による利用中のサーバ機能の全部または一部の停止や監視端末(プローブ)機能の全部または一部の停止、または測定データの全部または一部の喪失について、当社はいかなる金銭的な補償や損害賠償にも応じることはできません。

第6条(利用期間の早期終了)

利用者はご発注時に合意したサービス利用期間の期限以前にサービス利用終了することができますが、その際に本サービス(システム)または当社(当社代理店)に明確な落ち度がない場合には契約期間の短縮や返金には応じることは出来ません。

第7条(再委託)

利用者は、当社の承諾を得た上で、本サービスの利用の全部又は一部を第三者に再委託することができます。その時、当該第三者の情報については、当社の要求に応じて開示することとして、当該情報は第8条(秘密保持)にて保護される情報に該当するものとする。

第8条(秘密保持)

ここでの「秘密情報」とは、書面(電子ファイル、電子メール等を含む)によるか口頭によるかを問わず、見積依頼やその他の個別契約に関し相手方から開示を受け又は相手方との打ち合わせ等を通じて知り得た情報、資料、データ、及び研究報告書の内容をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除きます。

- (1) 開示について事前に相手方の書面による承諾を得たもの。
 - (2) 相手方からの開示の際、既に公知であるもの、又は相手方からの開示後自らの責に帰し得ない理由により公知となったもの。
 - (3) 相手方から開示される以前に既に保有していたものであって、その旨相手方に証明できるもの。
 - (4) 相手方から開示された後に、第三者から正当に開示された同内容の情報である旨相手方に証明できるものであって、かつ当該第三者に対する秘密保持義務を負わないもの。
- 2 「秘密情報」は必要最小限の関係者以外のいかなる者に対してもこれを開示又は漏洩してはならない。
 - 3 「秘密情報」を本サービス及びその他の個別契約に定める目的以外に使用してはならない。
 - 4 本合意書の当事者が法的手続、政府機関若しくは法令により開示要求され、それらの手続き上秘密情報を開示する場合は、本条2項ないし3項の義務違反とはならない。
 - 5 本合意書の当事者は相手方より要請があった場合、複製・複製物を含め返却可能な秘密情報の全てを速やかに相手方に返却又は破棄若しくは消去してその報告を書面で相手方に

しなければならない。

6 本合意書の当事者は本条に定める秘密保持の義務を各々の関係者にも遵守させ、各々の関係者がその地位を退いた後といえども同様に遵守させる。関係者の秘密保持の義務違反はこれを当事者の秘密保持の義務違反とみなし、当該関係者が所属する本契約当事者が一切の責任を負う。

第9条（有効期間）

本合意書の有効期間は、本サービスの申込み日からサービス利用の終了日までの期間とします。ただし、第8条（秘密保持）の規定は利用終了後も3ヵ年継続することとします。

第10条（協議事項）

本合意書に定めのない事項又は解釈に相違や疑義を生じた場合は、当事者双方が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

以下、余白

(最終更新日:2016年1月1日)